

大阪公立大学中百舌鳥キャンパス等施設一時貸付取扱要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、公立大学法人大阪固定資産貸付規程に定める公立大学法人大阪(以下「法人」という。)の土地及び建物(以下「施設」という。)の中百舌鳥キャンパス及びりんくうキャンパスにおける一時貸付の取扱いに関し必要な事項を定めるものとする。

(使用目的)

第2条 一時貸付できる使用目的については、法人の業務に支障のない範囲で、次のいずれかに該当するものに限る。

- (1) 学術団体等が主催する教育・学術に関する講演会及び研究会等に使用する場合
- (2) 国及び地方公共団体が行う事業等に使用する場合
- (3) 国家資格試験等の会場として使用する場合
- (4) 法人関連団体が学生・教職員等を対象とした事業に使用する場合
- (5) その他、公立大学法人大阪理事長(以下「理事長」という。)が使用を認めた場合

(貸付施設)

第3条 一時貸付は、別表第1に定める施設を対象とする。

(貸付手続)

第4条 施設の貸付けを受けようとする者は、原則として使用開始日の1か月前までに、大阪公立大学施設一時貸付申請書(様式第1号)を理事長に提出し、許可を得なければならない。

2 前項の規定にかかわらず、第2条第1号に該当する場合は、使用申込書等を提出し、理事長の許可を得ることとする。

3 理事長は、施設の貸付けを許可したときは、施設の貸付けの許可を得た者(以下「使用者」という。)に対し大阪公立大学施設一時貸付許可書(様式第2号)を発行する。

(貸付料)

第5条 理事長は、貸付けにあたり、使用者から別表第1に定める貸付料及び水道光熱費(以下「貸付料等」という。)を徴収する。

2 使用者は、貸付期間終了後法人が発行する請求書により、貸付料等を法人の指定する日までに、法人の指定する銀行口座に振り込まなければならない。

3 貸付料等は、返還しない。ただし、理事長が必要と認めた場合はこの限りではない。

(貸付料等の減免基準)

第6条 次に掲げる貸付けにおいては、貸付料等の全部又は一部を免除することができる。

事由	減免
(1) 法人教職員が所属する学術団体が教育・学術に関して使用する場合	貸付料の二分の一
(2) 法人関連団体が法人・大学運営に密接に関連する事業に使用する場合	貸付料及び水道光熱費の全額
(3) 法人・大学が共催して行われる行事やイベントに使用する場合	貸付料の全額
(4) その他理事長が特に認めた場合	個別の事情により別途定める

(貸付料の減免手続)

第7条 貸付料の減額又は免除を受けようとする者は、施設貸付料減額・免除申請書(様式第3号)を理事長に提出しなければならない。

(損害賠償)

第8条 使用者は、その責に帰する事由により、施設、設備及び物品等を破損又は滅失した場合は、その損害を賠償しなければならない。

(遵守事項)

第9条 使用者は、次の事項を遵守しなければならない。

- (1) 大阪公立大学施設一時貸付申請書等に記載された目的以外の用途に使用しないこと。また、貸与された施設を第三者に転貸しないこと。
- (2) 貸与された施設、設備及び物品等の保全に留意すること。
- (3) 火災予防に細心の注意を払い、大学構内では喫煙をしないこと。
- (4) 大学の構内は原則、車両入構禁止である。使用当日、やむを得ず車両を入構させる必要があるときは、事前に法人に申請すること。その場合にあっても必要最小限の範囲に留めること。ま

- た、当日の利用者による近隣への迷惑駐車を防止するための策を講じること。
- (5)許可なくして施設内において飲食をしないこと。
 - (6)掲示物は、指定した場所以外に掲示しないこと。
 - (7)法人は、施設について瑕疵担保及び保険負担の責任を負わない。
 - (8)施設内における盗難や紛失等の事故や事件に関し、法人はその責を負わない。使用者の責において解決を図ること。
 - (9)使用後は、清掃等後片付けをして、施設を原状回復のうえで返還すること。
 - (10)その他、法人担当者の指示に従うこと。

(施行の細目)

第10条 この要綱の施行に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年8月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和7年11月10日から施行する。

附 則

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。

中百舌鳥キャンパス

建物名称	階数	部屋番号	面積(m ²)	1時間あたりの貸付料等(税込)			内訳		
				6~9月、 12~3月の間	左記以外の期 間	貸付料 (税込)	水道光熱費		
							6~9月、 12~3月の間	左記以外の 期間	
A 5棟	1	102	216.00	3,831	3,511	3,207	624	304	
		104	108.00	1,915	1,755	1,603	312	152	
		105	108.00	1,915	1,755	1,603	312	152	
		106	54.00	957	877	801	156	76	
		118(大講義室)	249.80	4,430	4,061	3,709	721	352	
		122	156.00	2,766	2,535	2,316	450	219	
		123	156.00	2,766	2,535	2,316	450	219	
		124	156.00	2,766	2,535	2,316	450	219	
	2	202	135.00	2,394	2,194	2,004	390	190	
		203	54.00	957	877	801	156	76	
		204	108.00	1,915	1,755	1,603	312	152	
		205	108.00	1,915	1,755	1,603	312	152	
		206	108.00	1,915	1,755	1,603	312	152	
	3	302	78.50	1,390	1,274	1,164	226	110	
		305	108.00	1,915	1,755	1,603	312	152	
		306	108.00	1,915	1,755	1,603	312	152	
		307	108.00	1,915	1,755	1,603	312	152	
		308	108.00	1,915	1,755	1,603	312	152	
	A 1 2棟 *	1	-	201.82	3,579	3,280	2,996	583	284
	B 1棟	1	115(8)	157.30	2,789	2,556	2,335	454	221
131(1)			203.50	3,609	3,307	3,021	588	286	
130(2)			201.60	3,575	3,277	2,993	582	284	
2		201(3)	110.60	1,961	1,797	1,642	319	155	
		204(4)	77.00	1,364	1,250	1,142	222	108	
		207(5)	115.50	2,047	1,876	1,714	333	162	
		227(6)	110.60	1,961	1,797	1,642	319	155	
		225(7)	77.00	1,364	1,250	1,142	222	108	
230(東大講義室)	355.60	6,307	5,781	5,280	1,027	501			
B 4棟	1	東K101	100.64	1,783	1,634	1,493	290	141	
		東K102	100.64	1,783	1,634	1,493	290	141	
		東K103	37.82	670	614	561	109	53	
		東K104	38.00	673	617	564	109	53	
	2	東K201	100.09	1,775	1,627	1,486	289	141	
		東K202	100.09	1,775	1,627	1,486	289	141	
		東K204	38.00	673	617	564	109	53	
	3	東K301	100.01	1,774	1,626	1,485	289	141	
		東K302	100.01	1,774	1,626	1,485	289	141	
	4	東K401	196.50	3,484	3,194	2,917	567	277	
		東K402	133.43	2,366	2,169	1,981	385	188	
	1	西K101	102.20	1,811	1,660	1,516	295	144	
		西K102	102.20	1,811	1,660	1,516	295	144	
	2	西K201	102.10	1,810	1,658	1,515	295	143	
		西K202	102.00	1,808	1,657	1,514	294	143	
	3	西K301	102.10	1,810	1,658	1,515	295	143	
		西K302	102.10	1,810	1,658	1,515	295	143	
		西K303	39.40	697	639	584	113	55	
	4	西K401	102.00	1,808	1,657	1,514	294	143	
		西K402	100.40	1,780	1,631	1,490	290	141	
C 1棟 *	1	多目的ホール	277.20	4,917	4,506	4,116	801	390	
	B1	小ホール	81.00	1,436	1,316	1,202	234	114	
	1	会議室	17.10	302	277	253	49	24	
	中2	特別会議室	103.50	1,835	1,681	1,536	299	145	
	1	サロン	168.70	2,991	2,741	2,504	487	237	

* A 1 2棟及びC 1棟の貸付は第2条(1)(4)(5)に該当する使用目的に限る。

りんくうキャンパス

建物名称	階数	部屋番号	面積(m ²)	1時間あたりの貸付料等(税込)		内訳		
				6~9月、 12~3月の間	左記以外 の期間	貸付料 (税込)	水道光熱費	
							6~9月、 12~3月の間	左記以外 の期間
獣医学舎	1	A-103	89.58	2,653	2,461	2,278	375	183
獣医学舎	1	B-126	140.43	4,158	3,857	3,570	588	287
獣医学舎	2	B-211	90.79	2,688	2,494	2,308	380	186
獣医学舎	2	B-205	92.70	2,745	2,547	2,357	388	190
獣医学舎	2	B-209	90.79	2,688	2,494	2,308	380	186
獣医学舎	2	B-204	91.92	2,722	2,525	2,337	385	188
獣医学舎	2	D-244	59.67	1,766	1,638	1,516	250	122
獣医学舎	2	カフェテリア	287.35	8,510	7,896	7,307	1,203	589
獣医学舎	3	B-301・ 304	160.65	4,758	4,414	4,085	673	329
獣医学舎	3	B-305・ 306	157.97	4,678	4,340	4,017	661	323
獣医学舎	3	B-308・ 307	147.03	4,354	4,039	3,738	616	301
獣医学舎	3	B-309・ 310	207.08	6,132	5,689	5,265	867	424
獣医学舎	3	手術実習研 修室	199.06	5,896	5,470	5,062	834	408
獣医学舎	5	多目的ホー ル	282.34	8,362	7,757	7,179	1,183	578

別表第1に示す貸付料及び水道光熱費は、一時間あたりの消費税を含んだ金額である。
使用時間に1時間未満の単位が発生する場合、当該1時間未満の時間は1時間とする。

様式第1号

年 月 日

大阪公立大学施設一時貸付申請書

公立大学法人大阪 理事長 様

申請者 団体名
代表者名

下記の施設を借り受けたいので、関係書類を添えて申請します。
なお、借受けについては、ご提示の条件、諸法規等を遵守するとともに、貸付料等のご指定ど
おり納付します。

1 使用責任者	所属及び職名	氏名
	住所	
	TEL	電子メール
2 使用期間	年 月 日 () : ~ :	
	年 月 日 () : ~ :	
3 使用施設		
4 使用人数	人	
5 使用目的		
6 添付書類		
7 請求先住所		
8 請求先名		
9 請求書送付先		
10 その他		

様

公立大学法人大阪 理事長

大阪公立大学施設一時貸付許可書

年 月 日付で申請のありました施設一時貸付につきましては、次の条件を付けて許可します。

1 使用責任者	所属及び職名	氏名
2 使用期間	年 月 日 () : ~ :	年 月 日 () : ~ :
3 使用施設		
4 使用予定人数	人	
5 使用目的		
6 使用予定物品		
7 貸付料等 予定額	円 (消費税を含む) (内訳) 貸付料 円 水道光熱費 円	
8 使用の条件	(1)大阪公立大学施設一時貸付申請書等に記載された目的以外の用途に使用しないこと。また、貸与された施設を第三者に転貸しないこと。	

	<p>(2)貸与された施設、設備及び物品等の保全に留意すること。</p> <p>(3)火災予防に細心の注意を払い、大学構内では喫煙をしないこと。</p> <p>(4)大学の構内は原則、車両入構禁止である。使用当日、やむを得ず車両を入構させる必要があるときは、事前に法人に申請すること。その場合にあっても必要最小限の範囲に留めること。また、当日の利用者による近隣への迷惑駐車を防止するための策を講じること。</p> <p>(5)許可なくして施設内において飲食をしないこと。</p> <p>(6)掲示物は、指定した場所以外に掲示しないこと。また、必要がある場合には、弱粘着の養生テープを使用すること。</p> <p>(7)法人は、施設について瑕疵担保及び保険負担の責任を負わない。</p> <p>(8)施設内における盗難や紛失等の事故や事件に関し、法人はその責を負わない。使用者の責において解決を図ること。</p> <p>(9)使用後は、清掃等後片付けをして、施設を原状回復のうえで返還すること。</p> <p>(10)その他、法人担当者の指示に従うこと。</p>
--	--

年 月 日

施設貸付料減額・免除申請書

公立大学法人大阪 理事長 様

申請者 団体名
代表者名

下記のとおり施設の貸付けについて貸付料の減額・免除を受けたいので申請します。

1 使用期間	年 月 日 () : ~ : 年 月 日 () : ~ :
2 使用施設	所在地
	施設名
3 使用予定人数	人
4 使用目的	
5 減額・免除申請の理由	